

横須賀市報

号外第 15 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

監査委員公表

◇監査の結果報告に係る措置の公表について 1

◇監査結果の報告について 9

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和5年第7号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和5年4月25日付け横須賀市監査委員公表令和5年第3号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年8月10日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	関 澤 敏 行
同	高 橋 英 昭

[文化スポーツ観光部]

1 予算の執行に関する事務

専決規程によると、100万円までの報償費の支出決定は部長の専決事項とされているが、「第37回横須賀市長杯争奪ゲートボール大会への報償費の支出について」の報償費支出決定の決裁文書において、専決規程で定められた部長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。(スポーツ振興課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、OJTやマニュアルの整備等により同規程の確認を徹底し、複数人でのチェックを行いながら適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、横須賀市プロモーションアドバイザー専門委員報酬について、令和4年4月分の報酬が同年6月3日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。(企画課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、OJTやマニュアルの整備等により同条例の確認を徹底し、複数人でのチェックを行いながら適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[民生局健康部]

1 支出に関する事務

- (1) 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されているが、令和4年度横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会委員報酬について、令和4年6月30日開催分の報酬が同年8月3日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (健康増進課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、報酬の支給時期を遵守し同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により行われた試算誤りによる賠償金の支出において、令和4年8月17日に用務が終了していたものの、令和5年1月31日に精算手続が行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (健康保険課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等に報告しなければならないとされているが、次の支出に係る完了検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・馬門山墓地等樹木植栽管理業務委託（第1期分）
- ・乳幼児健診個人票等印字出力業務委託料（令和4年10月分）

(健康総務課及び健康管理支援課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、今後は適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
パーソナルコンピューター	0000018702	249,900円	2005年3月15日

(地域健康課)

措置の内容

当該備品については返納手続を行った。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

[民生局こども家庭支援センター]

1 予算の執行に関する事務

- (1) はぐくみかん構内情報通信網その他修繕について、修繕料の支出として予算の執行が行われていたが、仕様書が一般委託の様式により作成されており、また、契約の事務処理が「物件修繕請負請書」ではなく、「業務委託請書（一般委託）」により行われるなど予算の執行と事務処理が不整合なものとなっていたので、今後は予算の区分に応じた適正な事務処理に改められたい。
(こども家庭支援課)

措置の内容

当該案件については、指摘のとおり事務処理を改め、令和5年度に実施した同案件は仕様書・請書ともに修繕の様式に基づいて作成した。今後は予算の区分に応じた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

- (2) 公文書管理規則によると「予算、決算及び出納に関する決裁文書」の保存期間は「第3種 5年保存」とされているが、児童手当等通知用封筒に係る予算執行伺の保存期間が「第4種 3年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

(こども給付課)

措置の内容

当該案件については、適正な保存期間を設定した。今後は、公文書管理規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

- (3) 公文書管理規則によると「非常勤職員の任免等に関する決裁文書」の保存期間は「第3種 5年保存」とされているが、会計年度任用職員の任用に係る複数の決裁文書の保存期間が「第5種 1年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

(こども給付課及び児童相談課)

措置の内容

当該案件については、適正な保存期間を設定した。今後は、公文書管理規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

2 収入に関する事務

- (1) 令和4年度ひとり親家庭等医療費助成事業補助金（概算交付分）及び令和4年度特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付申請において、交付申請額に誤りはなかったものの、交付申請書に添付されていた令和4年度横須賀市一般会計歳入歳出予算書抄本における歳出予算の金額に誤りがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。（こども給付課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、書類作成時における記載内容の確認が不十分であったことにより生じたものであった。今後は書類作成時において記載内容を十分に確認するよう、センター内において周知徹底した。

- (2) 専決規程によると、国県支出金の交付決定のうち予算どおりでないものは、財務課長へ合議することとされているが、令和4年度特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付決定について、予算どおりに交付決定されていないにもかかわらず、財務課長の合議を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（こども給付課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

- (3) 専決規程によると、国県支出金の申請及び交付決定のうち予算どおりでないものは、財務課長に合議することとされているが、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親分）補助金の申請及び同補助金の交付決定において、いずれも予算どおりでないにもかかわらず、財務課長の合議を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（こども給付課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

- (4) 公文書管理規則によると「予算、決算及び出納に関する決裁文書」の保存期間は「第3種 5年保存」とされているが、「児童手当における過払い金の返還について（通知）」の決裁文書の保存期間が「第5種 1年保存」と設定されていたため、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を

設定されたい。

(こども給付課)

措置の内容

当該案件については、適正な保存期間を設定した。今後は、公文書管理規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

3 支出に関する事務

- (1) 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、こども家庭相談専門委員報酬について、令和4年5月分の報酬が同年7月7日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。(こども家庭支援課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、同条例に基づいた支給期間を遵守するよう、センター内において周知徹底した。

- (2) 予算決算及び会計規則によると、概算払の精算について、その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないとされているが、概算払により行われた第28回学術集会ふくおか大会への参加に伴う調達依頼分の普通旅費(宿泊)の支出について、令和4年12月11日に用務が終了したものの、令和5年2月16日に精算手続が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。(こども家庭支援課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

- (1) 物品会計規則によると、課長等は備品整理簿を備え、備品の出納保管の状況を明らかにしなければならないとされており、また、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないとされている。次の備品について、会計課物品出納員へ

の返納手続を行わずに除却され、備品整理簿に登録されたままとなっていたので、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
シュレッダー	0000015263	221,025円	2008年3月28日

(児童相談課)

措置の内容

当該備品については、返納手続を行った。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、センター内において周知徹底した。

- (2) 物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票が貼付されていなかったため、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
洗濯機	1000004806	133,100円	2021年6月24日

(児童相談課)

措置の内容

当該備品については、速やかに備品整理票を貼付した。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、センター内において周知徹底した。

横須賀市監査委員公表

令和5年第8号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年8月10日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	関	澤	敏行
同	高	橋	英昭

財務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

財務部の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

公文書管理規則によると「行政委員会等の委員及び附属機関の委員の任免に関する決裁文書」の保存期間は「第1種 30年保存」とされているが、

「横須賀市入札監視委員会委員の委嘱について（第11期）」の決裁文書の保存期間が「第2種 10年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

（契約課）

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・令和4年度第1回財産評価委員会（令和4年4月22日開催、同年5月18日支給）
- ・令和4年度第3回財産評価委員会（令和4年7月22日開催、同年8月29日支給）
- ・令和4年度第4回財産評価委員会（令和4年8月26日開催、同年9月20日支給）

（財務管理課）

税務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

「固定資産評価審査決定取消請求事件に係る訴訟代理人の選定、委任契約及び弁護士報酬（着手金）の支出について」の決裁文書により同訴訟に

係る訴訟代理人の選任等のほか予算執行伺として訴訟代理人に対する着手金（報償金）の支出について決定していたが、伺い文に着手金の支出は予備費の充用を受けた後に行う旨の記載があり、この時点において予備費充用の事務処理が完了していなかった。予備費充用など財源措置を伴う予算執行の決定については、予算執行伺の時点において財源の確保が完了している必要があるので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（税制課）

経済部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

経済部の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 支出に関する事務

YRPセンター1番館4階及び5階の一部スペースに係る「建物賃貸借契約書」並びに同契約に係る「覚書」によると、賃料及び共益費の支払い

については、翌月25日までに当月分を支払うものとされているが、令和4年4月～7月分、同年11月分及び令和5年1月分について、翌月25日を過ぎて支出されていた。

なお、本件については、前回（令和3年度）実施した経済部（創業・新産業支援課）の定期監査においても指摘事項としていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（企業誘致・工業振興課）

(2) 財産管理に関する事務

ア 津久井5丁目農業用道路において、園芸用支柱及びごみ等とみられる焼却物が放置されていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（農水産業振興課）

イ 津久井4丁目農業用道路において、堆積した土砂等により一部境界杭が露出していない箇所があり、境界杭とみられる構造物の残骸が放置されていた。当該道路において、境界杭が引き抜かれ、投棄された可能性があるので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（農水産業振興課）

都市部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

都市部の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

(1) 予算の執行に関する事務

(2) 収入に関する事務

(3) 支出に関する事務

(4) 契約に関する事務

(5) 財産管理に関する事務

(6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

(1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。

(2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。

(3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。

(4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。

(5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、支出負担行為に必要な主な書類のう

ち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないとされているが、追録代に係る消耗品費の支出において、請求書のあて名がないものがあつたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(建築指導課)

イ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日(休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、10日を超えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・自動車損害賠償責任保険料

(用務終了日 令和4年5月17日、精算手続日 令和4年6月20日)

- ・自動車重量税(1670kg)ライトバン1500CC

(用務終了日 令和4年5月20日、精算手続日 令和4年6月20日)

(建築指導課)

消防局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

消防局の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、50万円を超える目間流用は財務部長専決事項とさ

れており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、空気ボンベの購入に係る機械器具費の不足額への目間流用について、消防局長まで決裁を受けた後、財務部長決裁を受けずに、財務部財務課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(警防課)

イ 専決規程によると、負担金の支出決定において、100万円を超えるものは副市長決裁とされており、副市長の決裁を要するもののうち、予算どおり支出の施行決定を行うものは、部長が決裁するものとされているが、次の予算どおりの支出に係る予算執行伺について、救急課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・救急救命東京研修所第62期研修の諸経費（負担金）
- ・三浦半島地区メディカルコントロール協議会会費（負担金）

(救急課)

(2) 財産管理に関する事務

予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと規定されているが、公用車有料道路通行料（1回目）の管理において、資金前渡受払簿を備えているものの、受領金額の記載を誤っていたため、現金実査額と資金前渡受払簿の残額が一致していなかったため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

農業委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

農業委員会事務局の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 収入に関する事務

横須賀市農業委員会規程第13条の規定により準用する専決規程によると、国県支出金の収入に係る交付決定は部長専決事項とされているが、令和

4年度国有農地管理事業事務取扱交付金の予算どおりの交付決定について、起案せず部長（事務局長）決裁を受けていなかったもので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（農業委員会事務局）